

神奈川県立湘南高等学校定時制PTA規約

第一章 名称

第一条 この会は神奈川県立湘南高等学校定時制PTAと称する。

第二章 目的

第二条 この会の目的は次の通りである。

- 一、生徒の福祉を増進する。
- 二、保護者と学校職員との緊密な連携により一般社会の協力を得て生徒の心身の健全な発達を図る。
- 三、学校の教育的環境を整備する。

第三章 方針

第三条 この会は教育を本旨とする民主的団体として自主的な活動をなし営利的・宗教的・政党的活動には関係しない。

第四条 この会は学校の管理や教育の人事には干渉しない。

第四章 会員

第五条 この会の会員は本校生徒の保護者またはそれに代わる人（以下保護者と称する）及び本校の職員とする。

第五章 会計

第六条 この会の経費は会費、事業収入及び自発的寄付金を以て、支弁する。

第七条 会員は年会費として総会で決定した額を納入するものとする。

なお、複数の生徒が在籍する場合も会費は一名分とし、その納入方法は別に定める。

第八条 この会の会費及び財産は第二条の目的達成以外には支出できない。

第九条 この会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第六章 総会

第十条 定期総会は年一回開き、必要に応じて臨時総会を開く。

第十一条 総会の定足数は全会員の五分の一とする。但し委任状を提出して出席に代えることが出来る。

総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十二条 総会の議長はその都度選出する。

第七章 委員会

第十三条 各学級の保護者より二名を選出し、校長、教頭、職員二名を加えて委員会を構成する。

第十四条 委員会は総会につぐ審議機関であり、必要に応じて開くものとする。